

○議長 神谷信夫君

ただいまから令和6年第3回南部水道企業団議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 神谷信夫君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、3番西銘多紀子議員、4番照屋仁士議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 神谷信夫君

日程第2. 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長 神谷信夫君

日程第3. 諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果に関する報告がありましたので、写しをお手元に配布してあります。

朗読は省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告をお願いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

諸般の報告を行います。

1. 理事会について。令和6年8月23日(金)に南部水道企業団大会議室にて理事会を開催しました。各付議事項については、次のとおりとなっております。

報告事項、入札結果についてと令和5年度南部水道企業団水道事業会計決算審査についてでござ

います。

付議事項は、報告第2号、議案第8号、議案第9号でございます。

2. 入札結果について。1番、配水管布設工事（R6－3工区）、5,683万7,000円で、有限会社大一土建さんが落札でございます。

2番、量水器取替修理業務、644万3,954円で株式会社全琉さんが落札でございます。

3番、調査測量設計業務、1,243万円で株式会社濱設計さんが落札でございます。

4番、配水管調査設計業務、500万5,000円で株式会社碧さんが落札でございます。

5番、八重瀬ポンプ場非常用自家発電機室築造設計業務、506万円で株式会社コモネットさんが落札でございます。

3. 令和5年度南部水道企業団水道事業会計決算審査について。

令和6年8月8日（木曜日）に南部水道企業団庁舎において、翁長朝常監査委員、上原勝彦監査委員により令和5年度南部水道企業団水道事業会計審査が行われ、8月21日（水曜日）に監査委員から決算審査意見書の提出がございました。以上でございます。

○議長 神谷信夫君

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長 神谷信夫君

日程第4. 一般質問を行います。それでは、通告書のとおり発言を許します。

4番照屋仁士議員の発言を許します。

○4番 照屋仁士君

おはようございます。それでは、通告書に沿って質問をさせていただきたいと思っております。

私の議会質問は、これまで給与問題をはじめ、町民の皆さんから寄せられる声を代弁しつつ、その全容について、この後、発行される議事録を通してお知らせすることとしています。

しかしながら、未だ水道行政の信頼、理解が得られていないというふうに私は感じています。議事録を読まれる方々にも理解できるような答弁をお願いしたいと思っております。

まず、大問1. 南部水道企業団における水道行政の優位性を示せ③であります。

（1）南部水道企業団の水道料金は周辺市町より安価である。今後の料金改定をどのように考えるのか教えていただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。企業団においては、日本水道協会発行の「水道料金算定要領」及び「水道料金改定業務の手引き」に沿って料金算定に必要な令和6年度から令和9年度までの財政計画により水道

料金算定を行い、料金改定を進めてまいります。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

報道等にもあるように県企業局が値上げを予定しているということもあって、県内ほとんどの水道料金がその影響を受けるであろうというふうに考えています。その理解で正しいかどうか教えていただきたいと思います。

また、影響を受けない市町村もあるのかどうか併せて教えていただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。県企業局から受水する事業体は影響を受けるものと考えます。なお、県企業局から受水を受けていない国頭村、東村、宜野座村、宮古島市及び石垣市等は影響を受けないものと考えております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

いまありましたけれども、一番水の提供を受けているかどうかということもあると思うんですけれども、やはりその水道料金という町民の皆さんの生活に関わるところでいくと、前回の質問でも南部水道企業団が隣接する市町と比べて、一番水道料金が安価であるということが報告をされ、それがいま現在運営している南部水道企業団の優位性の根拠というふうにされたというふうに私は理解しています。

今後の料金改定はやむを得ないと思いますけれども、その中でいまあるような隣町との比較などもやはりその優位性を担保する上で必要だと思いますけれども、そのようなことも検討の中に入るのかどうか教えていただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

隣町は隣町でいろいろ事情もあるかと思いますが、私共としては、隣町の料金改定については情報を収集しながら、私共に必要な料金改定をしていくという方向で考えています。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

現在、結果として隣町に比べれば安価であるという優位性があるわけですから、その辺りは考慮をしていただきたいというふうにお願いを申し上げたいと思います。

でも、企業長から言っている必要な料金改定はしっかりやっていくということも理解できますので、ただ私たちは住民の皆さんに説明するにあたって、南部水道企業団優位だよと、何とか安く運営しているよということが必要な私たちは説明になると思いますので、引き続きお願いします。

2問目いきます。前回まで質疑で水源を有するために優位性が働いているというふうに報告、答

弁されたというふうに理解しています。

一方で他の水源を有する自治体の状況は把握していないという答弁もなされていましたが、行政機関同様に他団体の運営に関しても、学ぶべきは学ぶ姿勢が必要ではないかというふうに考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。県内の他事業体が単独で行っている理由は把握しておりませんが、他事業体の状況の把握については、県内の31事業体が加入する日本水道協会沖縄県支部や南部地区の3市2町1村1組合が加入する南部地区水道技術事務研究会が開催する研修会の場で各事業体の事業運営や財政状況及び課題などの情報交換を行って学んでおります。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

いまの答弁でいくと、質問の趣旨は満たしているというふうに考えてよろしいですか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

事業体の形は変わるにしろ、参考になるような水道事業の情報は極力仕入れて、そしてまたうちの経営に活かしていくというふうにしております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。前回、私の質問の仕方が悪かったのか、他は参考にしないよと聞こえたものですから、こういう質問をしております。いま適切に様々な情報収集をして、また、いろんな同業種とも情報交換しているということですので、今後ともお願いします。

3番にいきたいと思います。何回も繰り返しているこの質問の趣旨としては、南部水道企業団の優位性を示し、その存在意義を将来の展望を行うことにあります。南風原町と八重瀬町における状況について比較検証すべきというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。企業団は、設立時から現在に至るまで行政界を区分することなく水道事業の運営及び施設整備を行うことにより、事業の効率化が図られ優位性が発揮されております。

今後においても、両町の水道事業経営を共同で処理することには変わりはないため、これまでと同様、両町を区分して管理する必要はないと考えております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

これまで繰り返し他の自治体よりも優位性を証明するための視点として、南風原町、八重瀬町が

単独で水道事業を運営するよりも、共同運営している南部水道企業団の方が効率が良いという仮定をもって私は質問をしてきました。しかしながら、今回もですが、繰り返し「比較フィールドする必要がない」や、「資料はない、つくらない」というような趣旨の答弁をしていると私は受け取っています。

一方で、両町における施設配置や地理的地形的要因、また給水面積などにおいて、両町における「状況」の違いは認識され説明されている他、過去には南城市大里が離脱した際には、財産を分けた実績もあります。

私の質問の趣旨は前述の通り、「それぞれ単独運営より、現在の共同運営が効率的」であるという仮定を証明してほしいということであります。今後、その視点でどうにか答えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。企業団は、南風原町、八重瀬町の水道事業の経営を共同で処理することを目的に設立されており、行政界を区分管理することについては、事務の煩雑化を招き、業務の効率性や共同処理する優位性を損ない事務量が増大することからできないと考えております。

なお、国は、施設や経営の効率化・基盤強化を図るために広域連携を推進しております。広域化により料金収入の安定化やサービスの向上、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応強化等が多く期待されることもあり、全国的に広域連携が進められております。

企業団においても、広域連携の検討は必要であると考えておりますが、このように単独でいくとか、そういうことではなくて、これからの方向としては、さらに効率的な広域連携の方に向かっていくべきものと考えております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

私は、区分管理しなさいという質問をしておりません。さらに資料も毎回分けなさいという質問をしておりません。ただ、住民の皆さんに数値でもって単独よりも共同の方が優位だよということを示してほしいということを質問しております。

今回についても平行線だと思いますので答弁は結構ですけれども、ぜひとも前回までは状況の違いについては説明されるというふうに言っているわけですから、私が個人的に求めているのではなくて、住民の皆さんから声をいま代弁しておりますので、ちょっと質問の仕方も考えたいと思いますけれども、繰り返しになりますけれども、単独よりも効率的だよとちゃんと示せるような運営をこれから求めていきたいというふうに考えています。以上で終わります。

○議長 神谷信夫君

これで、一般質問を終わります。

日程第 5. 報告第 2 号

令和 5 年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の
報告について

○議長 神谷信夫君

日程第 5. 報告第 2 号・令和 5 年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について、企業長より報告を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

報告第 2 号

令和 5 年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告します。

資金不足比率の表の横棒線の表示は、資金不足が発生していないことを表しております。

令和 6 年 8 月 30 日提出、南部水道企業団企業長 金城政光。

監査委員からの意見を添付しておりますので、お目通し下さい。

意見書の最後のところではございますけれども、資金不足比率も発生せず、経営状況は良好な状態にあると認められることから、特に是正改善を要する指摘事項はないということで審査の結果をいただいております。以上でございます。

○議長 神谷信夫君

これで、報告第 2 号・令和 5 年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第 6. 議案第 8 号

令和 5 年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び
決算認定について

○議長 神谷信夫君

日程第 6. 議案第 8 号・令和 5 年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第 8 号

令和５年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

令和５年度南部水道企業団水道事業会計に係る未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法(昭和２７年法律第２９２号)第３２条第２項の規定により議決を求めるとともに、令和５年度南部水道企業団水道事業会計決算について、同法第３０条第４項の規定により、別紙監査委員の意見を付して認定を求める。

令和６年８月３０日提出

南部水道企業団企業長 金城政光

内容は、経営課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君

暫時休憩します。

休憩（１０時２０分）

再開（１０時２１分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

ただいま企業長から上程されました議案第８号・令和５年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について、地方公営企業法第３０条第７項の規定、決算について作成すべき書類、決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表及び地方公営企業法施行令第２３条の規定、決算に併せて提出すべき書類、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書の順で説明します。

本日、お手元に配布させていただいております資料は、招集通知に同封した決算書の写しに理事会及び議会の説明用として、私の方でコメント等、説明資料を入れたものとなっております。本資料で説明をさせていただくことにご了承をお願いします。

まず、決算書の表紙を捲っていただいて目次、その次、決算書の表紙と続きます。その次のページをお開きをお願いします。

令和５年度南部水道企業団水道事業会計決算報告書、（１）収益的収入及び支出。上の表は、収入です。赤字で囲っています予算区分と決算額を読み上げます。第１款水道事業収益、決算額１８億１,００５万９,３６４円、以下、第１項から第３項までの読み上げは省略させていただきます。

続きまして、下の表は支出となっております。第１款水道事業費用、決算額１６億７８０万１,０３７円、これも同じように第１項から第４項までの読み上げを省略させていただきます。

次のページをお開き下さい。（２）資本的収入及び支出、先程と同じように上段の表は収入です。収入、第１款資本的収入、決算額２億３４５万３,９００円、下の表は支出です。第１款資本的支出、決算額５億６,１２８万１,３２３円となっております。

下の表の方に補填財源を緑の枠で囲ってございます。その二つの補填財源については、これか

ら説明します剰余金の計算書及び未処分利益剰余金の計算書（案）においても説明するもので、ご確認のほどをよろしくお願いします。

次のページをお開き下さい。右側の損益計算書について説明します。書類の左側の番号は、収益的収入と支出が交互に並んでおります。書類の中に赤枠と青枠がありますが、赤枠は予算科目の捉え方や概念をコメントしてございます。青の枠は、その金額の内訳を補足した内容となっております。上の方から順に矢印が指している予算科目と金額について説明します。

2 営業費用（5）減価償却費は、固定資産それぞれの耐用年数の期間に応じて定額法で投資の回収を図るため、非現金費用として計上されているものです。

（6）資産減耗費は、廃止される資産の残存価格をこれも同じように非現金費用として計上し、先程の減価償却費と同じく投資した資金の回収を図るものです。

続きまして、3 営業外収益（1）受取利息は、普通預金と定期預金満期の利息の受け取り分です。年度末の現金預金残高は、後程説明します貸借対照表に記載されています。毎月末の残高と内訳は、例月出納検査結果報告の中でご確認できると思います。

（2）雑収益は、水道料金の督促料等による収入です。

（3）長期前受金戻入額は、地方公営企業法改正に伴って、平成26年度予算決算から適用された制度で、補助金により取得した固定資産の償却制度、フル償却制度と言いますが、補助金の収入を長期前受金として負債に計上した上で、補助金等によって取得した資産の減価償却見合い分を順次収益化していくものです。

4 営業外費用（1）雑収益は督促料、他の収入となっています。

1 営業収益から4 営業費用までの集計が左側の赤枠で囲った経常利益として、左側の赤のアンダーラインを引いた1億8,028万1,512円となります。

5 特別利益（1）その他特別利益は、水道管破損賠償金収入と下水道工事による配水管の移設費の補償収入となっております。

6 特別損失（1）過年度損益修正損は、令和5年4月1日以前、6カ月前までに収納した水道料金からメーター以降の埋設部分から漏水した水量の2分の1の料金を減免したため、需要者に還付された金額となっております。

（2）災害による損失は、昨年台風6号による被災施設の復旧費用となっております。

以上、1から6までの収益と費用の集計が当年度純利益1億7,729万4,089円となります。

その他未処分利益剰余金の変動額は、1億8,869万2,643円で、上記2段を合計した額が当年度末未処分利益剰余金3億6,598万6,732円となります。

次に下の四角で囲った算式の説明に入ります。ちょっと字が小さくて見づらいと思いますが、ご了承下さい。

枠で囲んだ左側から減債積立金は、令和4年度剰余金処分の議決によって1億5,073万5,068円となりましたが、令和5年度分の企業債償還額8,869万2,643円を取り崩したので、当年度末で6,204

万2,425円となります。

次に建設改良費は、3億500万8,898円から令和5年度の事業に1億円取り崩し補填しましたので、当年度末で2億500万8,898円となります。

次に2段目の赤枠を説明します。ここは当年度純利益1億7,729万4,089円をどう処分するかについての説明になります。当年度末の減債積立金6,204万2,425円に2,200万円を積み立てて建設改良費に残りの純利益1億5,529万4,089円を積み立てることを本議会の議決を経て処分しますと、処分後の残高は減債積立金8,404万2,425円、建設改良費は3億6,030万2,987円となります。

資本金は、上記太い緑の枠で囲った積立金の取り崩し額の合計1億8,869万2,643円を振り替えて41億9,062万9,772円が処分後の残高となります。

次のページをお開きをお願いします。ここが剰余金の計算書です。先程、損益計算書で説明させていただきました、その他未処分利益剰余金の変動額が緑の枠で囲ってあります。令和5年度の企業債元金償還に充てるため、減債積立金を取り崩した8,869万2,643円、工事請負費の補填財源に充てるため、建設改良積立金から取り崩した1億円です。

紫色の枠が当年度純利益1億7,729万4,089円で、未処分利益剰余金の列、赤の破線の中を合計したものが赤太枠の当年度未処分利益剰余金3億6,598万6,732円となります。当該剰余金は、右下で剰余金処分書の案というところに赤い太枠で示され、本議会の議案第8号として議会の議決を経て処分することになります。

当年度純利益1億7,749万4,089円のうち、2,200万円を翌年度企業債元金の償還に充てるため、減債積立金に積み立てて、純利益の残り1億5,529万4,089円を今後のために建設改良積立金に積立て、令和5年度分の企業債元金償還に充てた8,869万2,643円と工事請負費に補填した1億円を合わせて1億8,869万2,643円を資本金に組み入れるという処分案としています。

次のページをお開き下さい。貸借対照表です。左側のページが資産の部、1 固定資産、2 流動資産で表されています。右側のページは負債の部です。

まず、右側の方から説明してまいります。3 固定負債（1）企業債6億6,671万7,098円は、平成8年度以降の未償還の残高となります。（2）引当金は、地方公営企業法改正に伴って負債への計上が義務化されたものとなっております。

4 流動負債（1）企業債は、令和7年度に償還する企業債元金を先程説明しました固定負債から流動負債に次年度の支払いのために振り替えてあるということです。特に未払金は、3月31日時点で支払いの義務が発生していますが、まだ支払いされていない額です。

（3）ア、イとも法改正に伴って計上しているものです。引当金の率は、職員分の12月1日の賞与の支給日の基準から翌年度6月1日支給分の基準日までの6カ月間のうち、前年度分が4月となりますので、6分の4月分を引き当てるという仕組みでやっているものです。

（4）その他流動負債は、3月31日時点で預かっているお金で支払い先が決まっていると、一時的に預かっているという考えです。南風原の下水道の料金などがあります。

5 繰延収益は、損益計算書、営業収益、長期前受金戻入でも説明したものです。補助金等の収入額を（１）長期前受金の総額で表し、長期前受金戻入で収益化した額を（２）長期前受金収益化累計額で表し、今後、収益化する額を（３）繰延収益の合計額で表しています。

6 資本金は、資産の額から負債の額を差し引いた額です。

7 剰余金（１）資本剰余金は、無償譲渡、他会計及び補助金を受け取得した固定資産のうち、非償却資産、償却しない、資産の価値が下がっていかないという土地等の金額となっております。

（２）利益剰余金は、営業活動において獲得した利益が企業内部に残った金額です。ア 減債積立金、イ 建設改良積立金、ウ 当年度未処分利益剰余金の金額については、損益計算書、剰余金計算書及び処分計算書案と関連するものとなっておりますので、こちらの方でもご確認をお願いします。

中央の青枠に減債積立金、建設改良積立金の残高、処分別、処分後の残高の算式を記載してありますので、お目通しのほど、よろしくお願いします。以上が決算について作成すべき書類の説明です。

引き続き、その次のページ、決算附属書類について説明します。（２）経営指標に関する事項、経営指標の推移表の中の経常収支比率、料金回収率とも前年度からアップしております。

有形固定資産減価償却率は、前年度よりは低下していますが、過去５年の水準を維持しています。これまで一般質問等、補正予算等の質疑でもございました管路の経年化率は、年々法定耐用年数に達する管延長が増加している分、率も増加していますが、多くの事業体で水道管の延命化が図られている流れの中、企業団においても一般的に４０年という耐用年数の管を６０年に延命化して、施設整備計画を進めていますので、この経年化率というのは上がってきますが、２０年延命化している分、当然上がりますが、６０年に達するまでにしっかりと更新していくという計画になっていきますので、特に問題視する指標ではないというふうに考えています。

次のページをお開き下さい。キャッシュ・フロー計算書です。業務活動、投資活動、財務活動の３区分で資金状態を可視化した書類で、令和５年度水道事業の結果として３,０１７万３,３６３円の資金の増加があったことで、資金の期末残高が１７億３,４７５万９,０５３円になったということが表されている資料となっております。

次のページ以降に固定資産明細書、企業債明細書が続いておりますが、貸借対照表と照合しやすいように枠とライン等を入れてありますので、私の説明を省略させていただいてお目通しのほど、よろしくお願いします。

これで、議案第８号の説明を終わります。

○議長 神谷信夫君

暫時休憩します。

休憩（１０時３９分）

再開（１０時４０分）

再開します。

本議場に翁長代表監査委員が出席されておりますので、代表監査委員より令和5年度南部水道企業団水道事業会計決算審査意見書について概要の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 代表監査委員 翁長朝常君。

○代表監査委員 翁長朝常君

それでは報告したいと思います。地方公営企業法第30条第2項の規定により企業長から監査委員の審査に付された決算書等について、同法同条第3項の規定に基づく審査を行い、監査の結果を意見書として8月21日付けで企業長に提出しました。本日、議案第8号令和5年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定を審議されるにあたり、令和5年度南部水道企業団水道事業決算審査意見書を読み上げ監査委員からの報告とさせていただきます。

お手元の令和5年度決算審査意見書の方をお開き下さい。

令和5年度決算審査意見書、1. 審査の対象、令和5年度南部水道企業団水道事業会計決算。2. 審査の日、令和6年8月8日、3. 審査の方法、企業長から審査に付された決算及び関係書類について、次のとおり審査を行った。

(1) 法令に定められたすべての決算及び関係書類が具備され、法令に定められた様式に準じて作成されているか、また、それらの計数は、証憑書類と一致しているか確認を行った。

(2) 会計事務は、法令及び会計規程を遵守し、適正な手続きにより処理されているか、また、予算の執行は、適正に行われているか検証した。

(3) 経営は、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則（企業の経済性の発揮・公共の福祉の増進）に従って運営されているか分析、検討を行った。

4 審査の概要、令和5年度水道事業会計決算審査の結果と今後の事業経営について以下のとおり監査委員として意見を述べる。

(1) 経営成績以降の決算内容については、執行部より事前に配布されております決算概要説明書で詳しく記載されておりますので、説明を省略させていただきます。監査意見は、3ページのまとめに集約しておりますので、3ページをお開き下さい。

3ページのまとめの箇所です。まとめ、令和5年度の業務の状況は、給水戸数は前年度と比較して683戸増加し、給水人口は7万3,660人で前年度と比較して655人増加している。有収水量は755万6,924 m³で、前年度と比較して9万9,240 m³増加となっている。

南部水道企業団水道事業における当期純利益は、前年度と比較し632万2,000余(3.7%)増加し、当年度決算において1億7,700万円余を計上し、これまでと変わらず安定的な経営が行われていると言える。

今後の事業運営に当たっては、節水機器の普及による給水収益の減収、水道施設の老朽化に伴う更新事業の増大、予測不能な災害発生等、水道事業を取り巻く環境はますます厳しさを増しているほか、企業局の企業水の値上げ、世界的な物価の上昇による原材料・資源価格の上昇による物価高

騰が続き、さらには水道施設では多くの電力を消費する特性から動力経費の増大等、経営に及ぼす影響を注視していく必要がある。

特に、令和6年10月より企業局の用水単価の段階的値上げに伴う受水費の増加が決まっており、経営基盤を安定化させるためには、費用増加額に見合う収入を料金収入で賄う必要があり、料金の値上げ（改定）が必要不可欠になります。今後の災害に備えた水道施設への投資、管路の老朽化・耐震化への更新投資もあり、投資財源の確保及び安定経営に向けての料金改定が求められます。

このような社会情勢の変化へも柔軟に対応し、水道ビジョンの実現に向けて、より一層の経営の効率化及び安定化とともに、適正な事務処理、危機管理体制の更なる強化を図り、管路施設の更新並びに耐震化の着実な遂行により、生活に欠かせないライフラインとして、安心、安全な美味しい水道水の安定供給に努められたい。

さいごに、令和5年度決算は、物価高騰の影響下にありながら、令和4年度決算に引き続き良好な経営が継続されていることが見て取れるものとなっております。

しかし、令和6年10月分から値上げされる受水費の支出増加が本年下半期6カ月の経営に大きな負担となることが見込まれていますので令和6年度決算は非常に厳しい決算になることが予想されております。

現在、水道料金改定に向けた検討が進められておりますが、中長期の施設整備事業に伴う財政収支計画策定にあたっては監査委員の立場からより良い計画になるよう意見していきたいと考えております。

以上をもちまして監査委員の報告を終わります。

○議長 神谷信夫君

これで代表監査委員の説明を終わります。代表監査委員、有難うございました。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

休憩（10時48分）

再開（10時48分）

再開します。

それでは、これより執行部に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号・令和5年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第8号・令和5年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定については、原案どおり可決されました。

日程第7. 議案第9号

令和6年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)

○議長 神谷信夫君

日程第7. 議案第9号・令和6年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)を議題いたします。企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第9号

令和6年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、別紙のとおり提出しますので議会の議決を求めます。

令和6年8月30日提出

南部水道企業団企業長 金城政光

予算書を捲っていただきまして1ページをお願いします。

議案第9号

令和6年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和6年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正) 第2条 令和6年度南部水道企業団水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的収入及び支出、収入、1款2項営業外収益、64万2,000円の補正でございます。補正によりまして、営業外収益は1億1,677万9,000円。1款の水道事業収益は、18億5,004万4,000円になります。

支出の方、1款1項営業費用100万1,000円の補正でございます。補正によりまして、営業費用は17億2,615万9,000円になります。1款の水道事業費用は、17億7,112万8,000円になります。

続きまして、資本的支出の補正、表の方から説明いたします。資本的支出、支出、1款1項建設改良費3,140万円の補正でございます。補正によりまして、建設改良費は3億7,157万9,000円になり

ます。

1 款の資本的支出は、4億5,471万円となります。上の文書のところの説明でございますけれども、補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が3億1,633万8,000円から3億4,773万8,000円になります。これについての補填でございますけれども、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,566万5,000円を1,851万9,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億1,754万3,000円を2億4,608万9,000円に改めて補填するという内容でございます。

令和6年8月30日提出、南部水道企業団 企業長 金城政光。

詳しくは、総務課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長

私の方から令和6年度の南部水道企業団水道事業補正予算実施計画の説明をしたいと思います。

3 ページをお開き下さい。まず、はじめに収益的収入の項目について説明いたします。収入、1 款 3 項 5 目他会計補助金64万2,000円は、児童手当拡充に伴うシステム改修の費用が子ども子育て支援事業費補助金に適用されることにより、国から関係町、南風原町、八重瀬町の方を通して企業団に補助金が収入する補正となっております。

その内訳としては、南風原町から36万4,000円、八重瀬町から27万8,000円の補助金の収入が入る予定となっております。

続いて、収益的支出についてです。1 款 1 項 4 目総系の委託費は、定額減税に伴うシステム改修費及び児童手当拡充に伴うシステム改修費用として計上しております。

その内訳としては、定額減税に伴うシステム改修費35万8,000円、児童手当拡充に伴うシステム改修費64万3,000円となっております。

次に4 ページをお開き下さい。4 ページは、資本的支出項目についての説明をいたします。支出、1 款 1 項 2 目配水及び給水施設費の900万円の増は、新城ポンプ場用自家発電機室築造計画に伴う用地購入費及び、その用地購入に伴う鑑定費用を計上しております。

続いて、3 目営業設備費2,240万円の増は、去った6月の豪雨の落雷及び経年劣化による水道メーターの取替購入費と摩文仁浄水場送水ポンプ取替費用を計上しております。

あと、その他に令和6年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書を後ろの方の資料に付けておりますので、お目通しの方をお願いいたします。これで説明を終わります。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

それでは、質疑に入ります。質疑はありますか。4 番 照屋仁士議員。

○4 番 照屋仁士君

1 点だけ質問したいと思いますが、この補正予算資料の最後の4 ページの方に新城ポンプ場の土

地購入ですけど、いま説明の中で少し増設というような言葉だったのか。要するに、全部ですか、追加ですか、それで基本的に僕らは南部水道企業団が持っている施設は土地も自前というふうに理解していますけど、借地とか、そういったことがないのかどうか、その辺りをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長

新城ポンプ場の用地取得について、いま新城ポンプ場は現在、運用していますけど、その隣りに自家用発電機室の築造工事のための用地を新たに購入して、今後、発電機室と発電設備の工事を行って台風の停電時等のときに自家発電機で対応していくという形の内容となっております。

○議長 神谷信夫君

暫時休憩します。

休憩（１０時５８分）

再開（１０時５９分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長

一部借地はありますが、借地の方が八重瀬町新城地内に新城調圧槽という施設がありまして、そこは新城自治会の土地を借地して、そちらの施設は運用しております。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第９号・令和６年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

起立全員です。したがって、議案第９号・令和６年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第１号）は、原案どおり可決されました。

日程第８．発議第１号

企業長の専決処分事項の指定について

○議長 神谷信夫君

日程第 8. 発議第 1 号・企業長の専決処分事項の指定について議題といたします。

本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。2 番 上原勝彦議員。

○2 番 上原勝彦君

発議第 1 号

令和 6 年 8 月 3 0 日

南部水道企業団議会

議長 神谷 信夫 殿

提出者 南部水道企業団議会

議員 上原 勝彦

賛成者 南部水道企業団議会

議員 知念 富信

企業長の専決処分事項の指定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び南部水道企業団議会規則第 1 3 条の規定により提出します。

提案理由

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項に規定する「議会の権限に属する軽易な事項」を指定することにより、円滑な水道事業運営を資することを目的として提案いたします。

企業長の専決処分事項の指定について

南部水道企業団企業長において専決処分することのできる事項を指定することについて、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

記

企業長の専決処分事項の指定について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 8 0 条第 1 項の規定により次の事項については、これを企業長において専決処分することができるものとする。

1. 法律上、南部水道企業団の義務に属する損害賠償で 1 件 50 万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関すること。
2. 沖縄県市町村総合事務組合加入市町村等の変更に関すること。

附 則

この告示は、令和 6 年 9 月 1 日より施行する。よろしくお願いします。

○議長 神谷信夫君

それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題になりました発議第1号については、委員会の付託を省略したいと思えます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号・企業長の専決処分事項の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、発議第1号・企業長の専決処分事項の指定については、原案どおり可決されました。

日程第8. 決議第2号

議員派遣について

○議長 神谷信夫君

日程第9. 決議第2号・議員派遣についてを議題といたします。

この件については、お手元に配布しました原案を読み上げて説明に代えたいと思えます。

決議第2号

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び南部水道企業団議会会議規則第92条の規定により、次のとおり議員を派遣する。ただし、議決した内容に変更が生じた場合は、議長において内容を変更し、決定することができる。

令和6年8月30日 提出

南部水道企業団議会議長 神谷 信夫

記

(1)件名：県外先進地視察

(2)派遣場所：青森県(八戸圏域水道企業団及び三沢市上下水道部等)

(3)派遣期間：令和6年10月16日(水)から同年10月18日(金)まで

(4)派遣議員：議員全員

ご確認までに申し上げます。ただいま読み上げました原案につきましては、相手先の都合により日程、視察先の変更が生ずることも考えられます。よって、変更が生じた場合、最終決定は議長に一任するということを付け加えて決議下さるよう、お願い申し上げます。これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第2号・議員派遣についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、決議第2号・議員派遣については、原案どおり可決されました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により令和6年第3回南部水道企業団議会定例会において議決されました事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回南部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 神谷 信夫

署名議員(議席番号3番) 西銘 多紀子

署名議員(議席番号4番) 照屋 仁士